

# 法人市民税の申告納付の御案内

鶴岡市総務部課税課

税務行政につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、申告書及び納付書を送付いたしますので、下記事項に御留意の上、期限内に申告納付くださいますようお願いいたします。

## 1. 鶴岡市の税率

### ■法人税割

適用事業年度	税率
令和 元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	8.4%
平成 26 年 10 月 1 日 ~ 令和元年 9 月 30 日に開始する事業年度	12.1%

### ■均等割（年額）

資本金等の額(※)	従業者数の合計数	
	50 人以下	50 人超
50 億円超	41 万円	300 万円
10 億円を超え、50 億円以下		175 万円
1 億円を超え、10 億円以下	16 万円	40 万円
1000 万円を超え、1 億円以下	13 万円	15 万円
1000 万円以下	5 万円	12 万円
上記以外の法人等	5 万円	5 万円

※資本金の額及び資本準備金の額の合算額と比較し、大きい方の額

## 2. 中間（予定）申告

前事業年度の確定申告に記載された法人税額に基づき、申告が必要と思われる法人様（※）に中間（予定）申告書を送付しております。行き違いの場合は御容赦の上、お手数でも破棄いただきますようお願い申し上げます。なお申告用紙は原則、予定申告様式（第20号の3様式）を送付しておりますが、前事業年度や過去に中間申告をいただいた場合は、中間申告様式（第20号様式）を送付する場合があります。

※法人税法第71条により、前事業年度の法人税額から計算される中間納付額が10万円を超える普通法人は法人税の中間（予定）申告を行う必要があり、その場合は法人市民税においても申告を行う必要があります（地方税法第321条の8）。

## 3. 申告納付期限

確定申告については事業年度終了の日の翌日から2月以内、予定・中間申告については事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内、清算確定申告については残余財産の確定した日の翌日から1月以内に申告をお願いします。

## 4. 修正申告、更正の請求

国の税務官署へ法人税に係る修正申告書を提出した場合、又は法人税の更正の通知を受けた場合には、それに伴い増額となる法人市民税の修正申告書を提出し納付してください。

また、更正の請求（減額）をする場合は、更正の請求書に国の税務官署の更正通知書の写し等を添付して提出してください。

## 5. 法人等の異動

法人等に関する事項に異動があった場合は、異動届出書を提出してください。

内 容		添付書類（コピー可）	提出期限
法人設立等	設立（本店が鶴岡市）	登記簿謄本 及び定款	1月以内
	開設（本店が鶴岡市外）		
	支店追加・一部支店の閉鎖	原則不要	速やかに
	閉鎖		
届出事項の変更	本店所在地、商号、代表者、 事業年度、合併、資本金※1	変更内容が分かる物 (登記簿謄本や定款等)	速やかに
	書類送付先、支店所在地	原則不要	
事業廃止※2	解散	登記簿謄本	2月以内
	清算終了		1月以内

※1 資本金の変更届出は均等割が変更となる場合のみで構いません。

※2 異動届とともに申告書も提出ください。

○控が必要な場合は、2部提出の上、返信用封筒（宛名明記・切手貼付）をご同封ください。

○納付場所（この他の金融機関では手数料が必要となる場合があります）

荘内銀行本支店、山形銀行本支店、きらやか銀行本支店、鶴岡信用金庫本支店  
鶴岡市農業協同組合本支所・支店、庄内たがわ農業協同組合支所、東北労働金庫本支店  
山形県漁業協同組合由良支所・念珠関支所、ゆうちょ銀行・郵便局（※東北管内のみ）

### ■各種様式のダウンロード

下記のページから、納付書をはじめ各種様式のダウンロードが出来ます。

【鶴岡市公式サイト→税金→法人市民税】

<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/zeikin/hojinzei/tax-hojin.html>

■問合せ先：鶴岡市総務部課税課諸税係

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

TEL. 0235-35-1176（直通） FAX. 0235-24-9071

【R6.4】